

災害被害者の方に対する介護保険料の減免等及び 介護サービス費等の利用者負担額の減免について

担当課:介護・高齢者福祉課 0979-22-1111(内線 731)

1. 介護保険料の減免等

(1) 減免の適用納期

介護保険料を減免する納期は、納期限の7日前までに減免申請書が提出された当該納期限に係る納期以降の当該年度中の納期です。

(2) 申請期限

減免申請書の提出期限は、災害が発生した日から3ヶ月以内です。

(3) 減免対象

介護保険第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、その者の所有に係る住宅、又は日常使用する家財その他の財産について著しい損害を受けた場合。

(4) 減免割合

前年中の合計所得金額及び実損額(保険金、損害賠償金等で補てんされる金額を除く)の割合に応じて減免割合が決まります。

前年中の合計所得金額	実損額の割合	減免割合
5,000,000円以下	10分の3以上10分の5未満	2分の1
	10分の5以上	10分の10
5,000,000円を超え 7,500,000円以下	10分の3以上10分の5未満	4分の1
	10分の5以上	2分の1
7,500,000円を超え 10,000,000円以下	10分の3以上10分の5未満	8分の1
	10分の5以上	4分の1

(5) 申請方法

減免申請書に必要事項を記入・押印し、減免を受けようとする理由を証明する書類(罹災証明書等)を添付して、ご提出ください。

* その他、減免の決定及び減免割合を算出するために必要な書類を求める場合があります。

(6) 保険料の徴収猶予

納付すべき介護保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められる場合において、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内の期限を限って徴収猶予することができます。

2. 介護サービス費等の利用者負担額の減免

(1) 該当要件

災害等の特別の事情により、居宅サービス、(これに相当するサービスを含む。)若しくは施設サービス、特定福祉用具の購入又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められた要介護被保険者。

適用の期間は減免申請書を提出した日の属する月の翌月から起算して、適用対象の区分により6ヶ月から12ヶ月です。

(2) 申請期限

減免申請書の提出期限は、災害が発生した日から3ヶ月以内です。

(3) 適用対象

要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、その者の所有に係る住宅、又は日常使用する家財その他の財産について著しい損害を受けた場合。

(4) 給付割合

前年中の合計所得金額及び実損額(保険金、損害賠償金等で補てんされる金額を除く)の割合に応じて給付割合が決まります。

前年中の合計所得金額	実損額の割合	給付割合
5,000,000円以下	10分の3以上10分の5未満	100分の96
	10分の5以上	100分の100
5,000,000円を超え 7,500,000円以下	10分の3以上10分の5未満	100分の94
	10分の5以上	100分の98
7,500,000円を超え 10,000,000円以下	10分の3以上10分の5未満	100分の92
	10分の5以上	100分の96

(5) 申請方法

減免申請書に必要事項を記入・押印し、減免を受けようとする理由を証明する書類(罹災証明書等)を添付して、ご提出ください。

* その他、減免の決定及び減免割合を算出するために必要な書類を求める場合があります。

(6) 減免の適用

減免が決定されると、市より減免認定証が交付されます。減免の適用を受けようとする者は、この減免認定証をサービスを提供する事業所に対し、提示しなければなりません。